

地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例（平成22年明石市条例第80号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 委員長は、条例第5条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を他の委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、明石市情報公開条例第11条の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 委員会の会議の公開又は非公開の決定は、委員長が委員会に諮って行うものとする。

3 委員会は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（傍聴人に対する指示）

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事録等）

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、明石市情報公開条例（平成14年明石市条例第5号）第11条各号に該当する事項が含まれる場合や、公開することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年 月 日から施行する。